マルナカ三本松店 (No.1202)

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 5 項の規定による廃止の届出があったので、同条第 6 項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月27日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名 称 マックスバリュ西日本株式会社 住 所 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
大規模小売店舗の名称及び所在地	名 称 マルナカ三本松店 所在地 東かがわ市大内町三本松 1712 番地 1 外
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	【廃止前】 1,608 ㎡ 【廃止後】 0 ㎡
大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日	令和4年8月21日

2 届出年月日 令和4年9月20日